



愛媛県報

令和7年10月17日金曜日 第654号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………（経営支援課）… 837

告 示

- 地方自治法の規定に基づく公金事務の委託……………（医療対策課）… 839
- 指定自立支援医療機関の指定（2件）……………（健康増進課）… 839
- 指定自立支援医療機関の名称の変更……………（ ）… 840
- 指定自立支援医療機関の辞退……………（ ）… 840
- 土地改良事業の工事の完了……………（農地整備課）… 840
- 液化石油ガス販売事業者の認定……………（東予地方局総務県民課防災対策室）… 840
- 指定道路の指定（2件）……………（東予地方局四国中央土木事務所、中予地方局建築指導課）… 840
- 道路の区域変更（県道宇和島城辺線）……………（南予地方局管理課）… 840
- 道路の供用開始（ ）……………（ ）… 841
- 道路の区域変更（県道宇和島城辺線）……………（南予地方局愛南土木事務所）… 841
- 道路の供用開始（ ）……………（ ）… 841

選挙管理委員会告示

- 政治団体の届出事項の異動の届出……………（選挙管理委員会）… 841
- 政治団体の解散の届出……………（ ）… 842
- 資金管理団体でなくなった旨の届出……………（ ）… 842

公営企業公告

- シンチレーションカメラシステムの借入れ……………（公営企業管理局総務課）… 842

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第37号

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則（昭和31年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
附 則 （貸付金の限度等の特例）						附 則 （貸付金の限度等の特例）					
5 貸付金の利率は、当該貸付金（令和9年3月31日までに貸付決定されるものに限る。）に係る債権の保全が金融機関による貸付金に係る債務の保証のみによるものである場合にあっては、別表第2利率の欄及び別表第4利率の欄中「 <u>1.00パーセント</u> 」とあるのは、「 <u>1.00パーセント以内</u> 」とする。						5 貸付金の利率は、当該貸付金（令和9年3月31日までに貸付決定されるものに限る。）に係る債権の保全が金融機関による貸付金に係る債務の保証のみによるものである場合にあっては、別表第2利率の欄及び別表第4利率の欄中「 <u>0.80パーセント</u> 」とあるのは、「 <u>0.80パーセント以内</u> 」とする。					
別表第2 （第3条—第5条、附則第3項—第5項関係）						別表第2 （第3条—第5条、附則第3項—第5項関係）					
高度化 資金の	貸付対象者	貸付対象	貸付金	利 率	償 還 据 置	高度化 資金の	貸付対象者	貸付対象	貸付金	利 率	償 還 据 置

種類		施設	の金額		期 間	期 間
1 経営革新計画承認グループ事業を実施する特定事業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第5項に規定する特定事業者をいう。）	経営革新計画承認グループ事業を実施する特定事業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第5項に規定する特定事業者をいう。）	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物（関連施設を含む。以下同じ。）又は設備	整備資金の100分の80（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合は、無利子とする。ア～ウ 省略）以内	年1.00パーセント。ただし、災害復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合は、無利子とする。ア～ウ 省略	省略	
2 省略						
3 総合効率化計画認定グループ資金	総合効率化計画認定グループ事業を実施する中小企業者（物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号）第4条第17号に規定する中小企業者をいう。）	省略				
4～9 省略						

別表第4（第3条—第5条、附則第3項—第5項関係）

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利 率	償還期間	据置期間
1 地域産業創造基盤整備活性化資金	特定会社、一般社団法人等、商工会等又は市町（地域産業創造基盤整備事業を行つた	地域産業創造基盤整備活性化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	整備資金の100分の80（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付につ	年1.00パーセント。ただし、災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付につ	省略	

種類		施設	の金額		期 間	期 間
1 経営革新計画承認グループ事業を実施する特定事業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第5項に規定する特定事業者をいう。）	経営革新計画承認グループ事業を実施する特定事業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第5項に規定する特定事業者をいう。）	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物（関連施設を含む。以下同じ。）又は設備	整備資金の100分の80（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合は、無利子とする。ア～ウ 省略）以内	年0.80パーセント。ただし、災害復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合は、無利子とする。ア～ウ 省略	省略	
2 省略						
3 総合効率化計画認定グループ資金	総合効率化計画認定グループ事業を実施する中小企業者（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第2条第17号に規定する中小企業者をいう。）	省略				
4～9 省略						

別表第4（第3条—第5条、附則第3項—第5項関係）

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利 率	償還期間	据置期間
1 地域産業創造基盤整備活性化資金	特定会社、一般社団法人等、商工会等又は市町（地域産業創造基盤整備事業を行つた	地域産業創造基盤整備活性化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	整備資金の100分の80（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付につ	年0.80パーセント。ただし、災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付につ	省略	

	ものに限る。)		害等防止貸付については、100分の90)以内	利子とする。					ものに限る。)		害等防止貸付については、100分の90)以内	利子とする。				
2 省略									2 省略							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第909号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和7年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指 定 日	委託をした日	委 託 期 間
日本トータルテレマーケティング株式会社	東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号	愛媛県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金支給業務	令和7年9月1日	令和7年9月1日	令和7年9月1日から令和8年3月31日まで

○愛媛県告示第910号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和7年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
日本調剤松山薬局	松山市大手町二丁目2番地36	日本調剤株式会社	東京都港区芝五丁目33番11号	代表取締役社長 小 城 和 紀	精神通院医療（薬局）	令和7年10月1日
かいてき調剤薬局八坂公園前店	松山市三番町一丁目4番6 MOGテラス三番町1階	有限会社アメニティ・ライフ・エイド	松山市枝松一丁目9番45号	代表取締役 草 場 博 文	精神通院医療（薬局）	令和7年10月1日
フロンティア薬局松山市民病院前店	松山市三番町8丁目11番18	株式会社フロンティア	大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番36	代表取締役 重 森 裕 之	精神通院医療（薬局）	令和7年10月1日
ハッピー薬局大手町店	松山市大手町2丁目1番地1 労住協大手町ハイツ1階	株式会社ハッピーファーマシー	松山市東垣生町497番地	代表取締役 新 野 和 幸	精神通院医療（薬局）	令和7年10月1日

○愛媛県告示第911号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和7年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション			担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地			
株式会社ここリンク	伊予郡松前町大字北黒田409番地2	代表取締役 二 神 秀 樹	訪問看護ステーションみらばけ	松山市桑原3丁目6番14号		精神通院医療	令和7年10月1日
株式会社 明神丸	松山市保免上一丁目13番地3	代表取締役 野 島 一 哉	訪問看護ステーション新	松山市保免上一丁目13番地3		精神通院医療	令和7年10月1日

○愛媛県告示第912号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和7年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称		担当する医療の種類	変 更 年月日
変 更 前	変 更 後		
しば薬局	愛らんど薬局立花店	精神通院医療	令和7年 10月1日
調剤薬局まごころ	ユニスマイル薬局 末広町店	精神通院医療	令和7年 10月1日
アップル薬局	ユニスマイル薬局 いくし店	精神通院医療	令和7年 10月1日
あさの薬局	ユニスマイル薬局 きしまち店	精神通院医療	令和7年 10月1日
庄内調剤薬局	ユニスマイル薬局 にいはま庄内店	精神通院医療	令和7年 10月1日
ハート調剤薬局	ユニスマイル薬局 西条店	精神通院医療	令和7年 10月1日
王子調剤薬局	ユニスマイル薬局 にいはま王子店	精神通院医療	令和7年 10月1日
本郷調剤薬局	ユニスマイル薬局 にいはま本郷店	精神通院医療	令和7年 10月1日

○愛媛県告示第913号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の申出があった。

令和7年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	辞退に係る医療 の種類	辞 退 年月日
立花八丁薬局	精神通院医療	令和7年 9月22日

○愛媛県告示第914号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和7年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	真穴第3地区 （八幡浜市）	令和7年7月10日

○愛媛県告示第918号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第915号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和7年10月17日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	認定年月日
西日本石油瓦斯 株式会社	若 林 茂 樹	今治市東村南一丁目7番 3号	令和7年 10月7日

○愛媛県告示第916号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和7年10月17日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
令和7年10月3日
- 指定道路の位置
四国中央市妻鳥町字金津子1734番1の一部及び1734番1地先道
- 指定道路の延長及び幅員
(1) 延長 31.35メートル
(2) 幅員 5.00メートル

○愛媛県告示第917号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和7年10月17日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
令和7年10月6日
- 指定道路の位置
伊予市米湊字西ノ原582番の一部、583番の一部、582番地先道、583番地先道
- 指定道路の延長及び幅員
(1) 延長 34.47メートル
(2) 幅員 4.00メートル

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	宇和島市津島町増穂519番 1 地先から 同町増穂537番 5 地先まで	旧	メートル 5.4～34.8	キロメートル 0.123	
		宇和島市津島町増穂519番 1 地先から 同町増穂537番 7 まで	新	5.6～36.8	0.123	

○愛媛県告示第919号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 7 年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	宇和島市津島町増穂519番 1 地先から 同町増穂537番 7 まで	令和 7 年10月17日

○愛媛県告示第920号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 7 年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都878番14から 同町僧都878番15地先まで	旧	メートル 3.19～ 5.69	キロメートル 0.105	
		南宇和郡愛南町僧都878番14から 同町僧都878番15地先まで	新	15.58～23.05	0.105	

○愛媛県告示第921号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 7 年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都878番14から 同町僧都878番15地先まで	令和 7 年10月17日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。
令和 7 年10月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三 好 賢 治

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
自由民主党河辺支部	大 野 拓 也	主たる事務所の所在地	大洲市河辺町植松407	大洲市河辺町植松382	令和 7 年 4 月19日

		代 表 者	大 野 拓 也	古 野 青 弘	
		会 計 責 任 者	古 野 誉	梅 木 良 照	
自由民主党伊方支部	福 島 大 朝	主たる事務所の所在地	西宇和郡伊方町川之浜1147-1	西宇和郡伊方町九町1-936	令和7年6月17日
		代 表 者	福 島 大 朝	菊 池 隼 人	
		会 計 責 任 者	高 月 芳 人	清 家 慎太郎	
参政党愛媛第2支部	蓮 井 大 賀	代 表 者	蓮 井 大 賀	川 浪 郁 美	令和7年9月5日
公明党南予総支部	我 妻 正 三	主たる事務所の所在地	宇和島市和霊町1864-2	宇和島市妙典寺前乙1013	令和7年9月20日
		代 表 者	我 妻 正 三	松 本 孔	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
日野恵司後援会	柳 田 耕 造	会 計 責 任 者	日 野 敬志郎	小 野 和 博	令和7年8月10日
住重労連政治活動委員会 愛媛支部	高 橋 保 博	代 表 者	高 橋 保 博	竹 本 良 賢	令和7年9月1日
		会 計 責 任 者	岸 信 吾	高 橋 保 博	

○愛媛県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和7年10月17日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三 好 賢 治

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
よしだゆきしげ後援会	村 上 武 久	令和6年12月31日
塩川まゆみ後援会	塩 川 まゆみ	令和7年7月31日
松本孔後援会	松 本 孔	令和7年9月11日

○愛媛県選挙管理委員会告示第96号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和7年10月17日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三 好 賢 治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
松 本 孔	松本孔後援会	令和7年9月11日

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年10月17日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

1 入札に付する事項

(1) 件名

シンチレーションカメラシステムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

シンチレーションカメラシステム 1式

（使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

令和8年3月1日から令和14年2月29日まで

(5) 借入場所

愛媛県立今治病院（愛媛県今治市石井町四丁目5-5）

(6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該

金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であることを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790-0012

愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2F
電話 (089)912-2794

- (2) 入札書の受領期限

令和7年11月26日(水)午前9時から同月28日(金)午後1時29分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ(<http://www.pref.ehime.jp/>)でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和7年11月28日(金)午後1時30分
伊予鉄本社ビル5F 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき令和7年11月14日(金)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(1)に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Scintillation Camera System, 1 set

- (2) Time limit of tender: 1:29 p.m., 28 November 2025

- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Management Bureau, Iyotetsuhonsya Bldg. 2F 4-4-1 Minatomachi, Matsuyama, Ehime 790-0012 Japan. TEL 089-912-2794